

1 高校生活の心得

(1) 基本的な心構え

学校での集団生活を楽しく、より充実したものにするためには、互いが守るべき最低限の「ルール」が必要となります。これが校則であり、これを尊重することで、個々の人格と集団の秩序が守られていくのです。このことを十分意識して行動してください。

次に、「礼儀」を大切にしてください。特に挨拶は、心を開いて相手に迫るといった積極的な態度の育成に不可欠であり、言葉づかいは、社会性を身に着ける上での基本となるものです。また、礼儀にはその場に合った心づかいやふさわしい態度などがあります。これらをしっかりと身につけ、高校生としての自覚を持って行動してください。

さらに、高い「道徳心」を持って、節度ある行動ができるよう努めてください。常に人としての在り方、生き方を求め、思いやりをもって人に接することのできる存在であることが自らを高めることにもなります。また、自分がされて嫌なことは他の人に絶対しないという強い意志を貫いていくことが、正しい判断力を養うことに繋がるのです。「Manner(礼儀)」・「Rule(規則)」・「Moral(道徳)」を大切にすることで、よりよき学校の環境が形成され、有意義な学校生活を送ることに繋がるのです。このことをまずしっかりと認識してください。

近年、スマートフォン等による「学校の非公式サイト」等への書き込みやメールによる誹謗・中傷、「出会い系サイト」や「SNS」等が深刻な社会問題となっています。トラブルや事件・事故に巻き込まれないようにしてください。「むやみにサイトへアクセスをしない、関わりを持たない」ことが重要です。軽い気持ちで書き込んだり、画像や動画を転載したりすると、加害者にも、被害者にもなる可能性があります。すべて個人の責任となり、人生の中で取り返しのつかないことにもなりかねません。特に「サイバー犯罪」に関わることをしないよう、スマートフォン等の使用についてはフィルタリングを行うなどして、十分に注意をしてください。

最後に、学問的に多くの知識や技術を習得するのと同じように、よりよき人間性を求めて努力し続けることを忘れないでください。積極的に物事に取り組み、しっかりとした目的意識を持って継続的に成し遂げていく姿勢が重要です。「意欲なきところに成果なし」という気持ちで、常に向上心を持ち続けてください。

本校生徒指導部といたしましても、様々な角度から指導・助言していくつもりですが、3年後成長した姿で卒業できるかどうかは、皆さんの自覚にかかっていると思いますので、上記で述べたことを遵守し、高校生活を送るよう、努めてください。

(2) 具体的な努力目標

- ① マナーを大切にし、心のこもった挨拶をしましょう。
- ② 規定の服装・頭髪を守り、安心・安全な行動をとりましょう。
- ③ 健康管理に留意し、無遅刻・無欠席・無早退に努めましょう。
- ④ 部活動に積極的に参加し、学校生活を充実したものにしましょう。
- ⑤ 交通マナーを守り、安全のための十分な配慮をしましょう。
- ⑥ 全員で校内美化に取り組み、よりよい環境作りに努めましょう。

2 服装・頭髪

本校生徒の礼法はまず服装・頭髪からです。下記の規定をよく理解して違反のないようにしてください。

全員購入	学校指定	学校規定
冬服・夏服	○	学校指定、令和4年度から導入 別紙参照
通学靴		黒のローファー（飾りのないもの）
通学鞆		特に指定なし（色は黒又は紺のリュック型等）

購入希望者	学校指定	学校規定
コート	○	学校指定(紺) 防寒着についてはこの指定のコート以外は禁止
ベスト・セーター	○	学校指定(令和4年度から導入 緑・エンブレム)
マフラー・ネックウォーマー		特に指定なし
雨合羽		自転車通学者は必ず購入すること。

*各制服にすべて記名場所があります。

前髪	目にかからない。
襟足	制服の襟にかからない。髪が制服・ブラウスの後ろ襟を超える場合は髪を結ぶゴム、ピンは黒色・紺色・茶色。
横髪 後髪	自然にたらし、耳にかからない。
染色・脱色・パーマ、ピアス、整髪料を塗布することについて禁止しています。 すぐにでも面接に行けるようにして登校してください。	
自然ウェーブ等については、入学式終了後、届けを出してください。	

3 自転車通学・自動車免許

交通安全を推進するためには、単に交通ルールを守るということだけではなく、お互いの生命を尊重し、社会の安全に貢献するように心がけてください。

次の事柄に充分留意し、自主的に安全な行動ができるように努めましょう。

(1) 自転車通学

- ① 学校からの通学距離が2 km以上の者を原則とする。
- ② 所定用紙に記入の上（防犯登録、保険加入義務）、生徒指導部(交通担当者)に届け出て、ステッカーの交付を受ける。
- ③ ステッカーは、所定の位置(後輪の泥よけ)に付ける。なお、自転車を変更したり、ステッカーを紛失した時は再交付を受ける。
- ④ 自転車安全利用条例に基づき、保険加入が義務づけられており、交通法規を遵守し、二人乗りなどの無謀運転はしない。
- ⑤ 校内では乗車せず、特に下校時は、正門で安全を確認のうえ乗車する。
- ⑥ 自転車は所定の置場(校門右奥)に、整理整頓し、前・後輪とも施錠して置く。
- ⑦ 雨天時の自転車通学は、安全上好ましくないが、使用する時は必ず雨カッパを着用する。
- ⑧ 自転車は、常に整備点検し、夜間は照明をつけて乗車する。
- ⑨ 鞆を背負わない場合は後ろに荷台を設置し、鞆でくくりつける。

(2) 免許取得（原則禁止。指導の対象となります。）

高校生の交通事故が激増している現状から、「免許を取得しない」「車を買わない」「車に乗らない」の「3無」運動を推進しています。

- ① 原則として、運転免許の取得についてはバイクを含めて一切許可しない。
- ② 3年生に限り、授業に支障をきたさない範囲で、12月以降自動車学校に入校できる。
- ③ 自動車学校の入校手続は、あらかじめ学校指定の「運転免許取得願い」を組担任を通して生徒指導部に提出し、許可を得ること。

(3) 歩行者としても交通法規を十分認識し、社会全体の交通安全に寄与するように努力する。

4 アルバイト（原則禁止。指導の対象となります。）

アルバイトは原則として許可しておりません。

(なお、1年次においては、学習に専念するよう指導しております。)

5 スマートフォン等について

(1) 所持・使用の目的

- ① 「ビジネス瞬発力」育成を推進するため、教員の許可の下、必要に応じて授業・行事・研修等でスマートフォン等を活用する。
- ② ネットルールを守り、情報モラルを指導できる人材の育成を行う。
- ③ 学校の緊急を要する情報や行事等の連絡、教育情報等をメールで配信する。
- ④ 登下校の安全対策として防犯や緊急連絡等で活用する。

(2) 遵守事項

- ① スマートフォン等は教員の許可の下、時間、場所、目的に応じて有効活用する。
- ② 学校生活上、むやみにスマートフォン等を操作することのないよう自己管理に努める。
- ③ 登下校中、歩きながらや自転車に乗りながらの使用をしないこと。
- ④ 学校外での使用、特に駅、バス停など公共機関での使用については、本校生徒としての品格を常に意識すること。
- ⑤ 家庭との緊急連絡は従来通り、学校を通して行う。
- ⑥ 充電は各自家庭で行うこと。
- ⑦ 法律に基づき、有害サイトを遮断するフィルタリングサービスに加入すること。
- ⑧ 1の所持・使用の目的以外に不適切な使用や校内から校外への情報の発信をしないこと。
- ⑨ 上記①～⑧に反する行為については特別指導の対象とする。

6 届け出・願い出

(1) 組担任へ提出するもの

- ① 遅刻、欠課、早退などの届(事前に電話等で連絡する。)
- ② 欠席、忌引の届(欠席届、忌引届、事前に電話などで連絡する。)
- ③ 事故報告書
- ④ 紛失・盗難届
- ⑤ 住所変更届
- ⑥ 診断書(法廷・学校伝染病、病欠7日以上、考査時の病欠等)

(2) 生徒指導部へ提出するもの

- ① 異装許可願
- ② 自転車通学許可願
- ③ 印刷物配布、校内掲示物許可願
- ④ 対外試合出場願
- ⑤ 長期許可中の旅行、登山、キャンプ等の許可願